

資料2

東日本大震災復興支援



長崎 **がんばらんば** 国体 2014

第69回国民体育大会 平成26年10月12日(日)～10月22日(水)

長崎 **がんばらんば** 大会 2014

第14回全国障害者スポーツ大会 平成26年11月1日(土)～11月3日(月・祝)

君の夢 はばたけ今 ながさきから

「長崎がんばらんば国体・長崎がんばらんば大会」では、東日本大震災により甚大な被害を受けた福島県をはじめ被災地の方々への支援に取り組むことといたしました。両大会を通じ県民一丸となってスポーツの力を東北に届けます。



平成26年8月19日

 長崎県



次 第

1. 国民保護法について
2. 国民保護に関する取組みについて
3. 長崎県国民保護計画の変更(案)について
4. 国民保護訓練について
5. 長崎県国民保護計画の変更手続きについて



次第

1. 国民保護法について
2. 国民保護に関する取組みについて
3. 長崎県国民保護計画の変更(案)について
4. 国民保護訓練について
5. 長崎県国民保護計画の変更手続きについて



国民保護成立の経緯について

平成7年 地下鉄サリン事件
平成10年 北朝鮮弾道ミサイル発射(テポドン、三陸沖)
平成13年 米国同時多発テロ
平成15年 **有事関連3法(攻撃事態対処法等)が成立**
《付帯決議》1年以内に国民の保護のための法整備を行うこと
平成16年 スペイン同時多発列車爆破事件



平成16年6月14日
国民保護法 成立

平成16年9月17日
国民保護法 施行

事態対処法の概要

武力攻撃事態等への対処に関する基本理念や国・地方公共団体の責務などを定めている。

第1章: 基本理念、基本事項

第2章: 武力攻撃事態等への対処に関する基本指針

第3章: 必要となる法制の整備に関する事項

⇒国民保護法の成立へ

第4章: 緊急対処事態への対処のための措置



基本指針及び国民保護計画

【国】

国民の保護に関する基本指針 (H17. 3)

- ・ 国民保護の実施に関する基本的な方針
- ・ 国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・ 想定される武力攻撃事態の類型
- ・ 類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

【都道府県】

国民保護計画

- ・ 国民保護協議会に諮問
- ・ 内閣総理大臣に協議
- ・ 議会に報告

長崎県国民保護計画

平成16年3月31日作成

【市町村】

国民保護計画

- ・ 国民保護協議会に諮問
- ・ 都道府県知事に協議
- ・ 議会に報告

長崎県内21市町すべてが
市町国民保護計画を作成済



国民保護法が想定している事態①

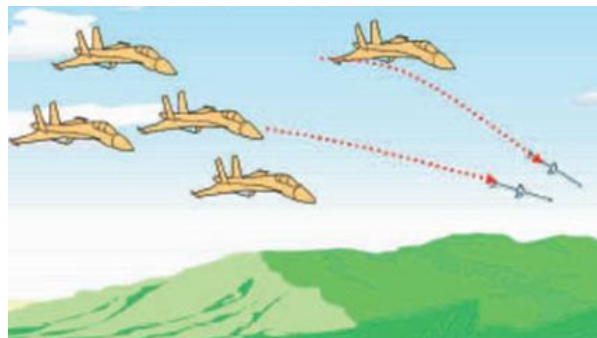
武力攻撃事態

武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては下記の4つの類型を想定

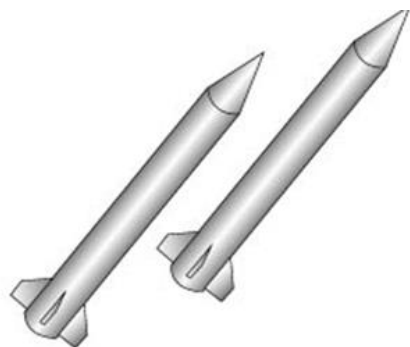
①着上陸侵攻



②ゲリラ・特殊部隊による攻撃



③弾道ミサイル攻撃



④航空攻撃



国民保護法が想定している事態②

緊急対処事態

武力攻撃手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態
または、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った
事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

①危険性を有する物質を有する施設等に対する施設等に対する攻撃が行われる事態



②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態



③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態



④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態



国民保護法の概要

第1章

- 国、地方公共団体の責務
- 国民の協力
- 基本指針・国民保護計画
- 国民保護協議会
- 訓練など

第2章

- 警報発令
- 避難措置の実施
- 避難住民の誘導など

第3章

- 救援の指示
- 救援の実施
- 安否情報の収集など

第4章

- 武力攻撃災害への対処
- 生活関連等施設の安全の確保
- 消防
- 被災情報の収集など

第5章

- 国民生活の安定
- 施設及び設備の応急の復旧など

避難

救援

武力攻撃に伴う被害の最小化



国民保護措置の3つの柱

国民保護措置の3つの柱

住民の避難

警報の伝達

避難の実施

避難住民の救援

収容施設の供与

食品等の提供

医療の提供

等

武力攻撃災害への
対処

消火、救助

警戒区域の設定

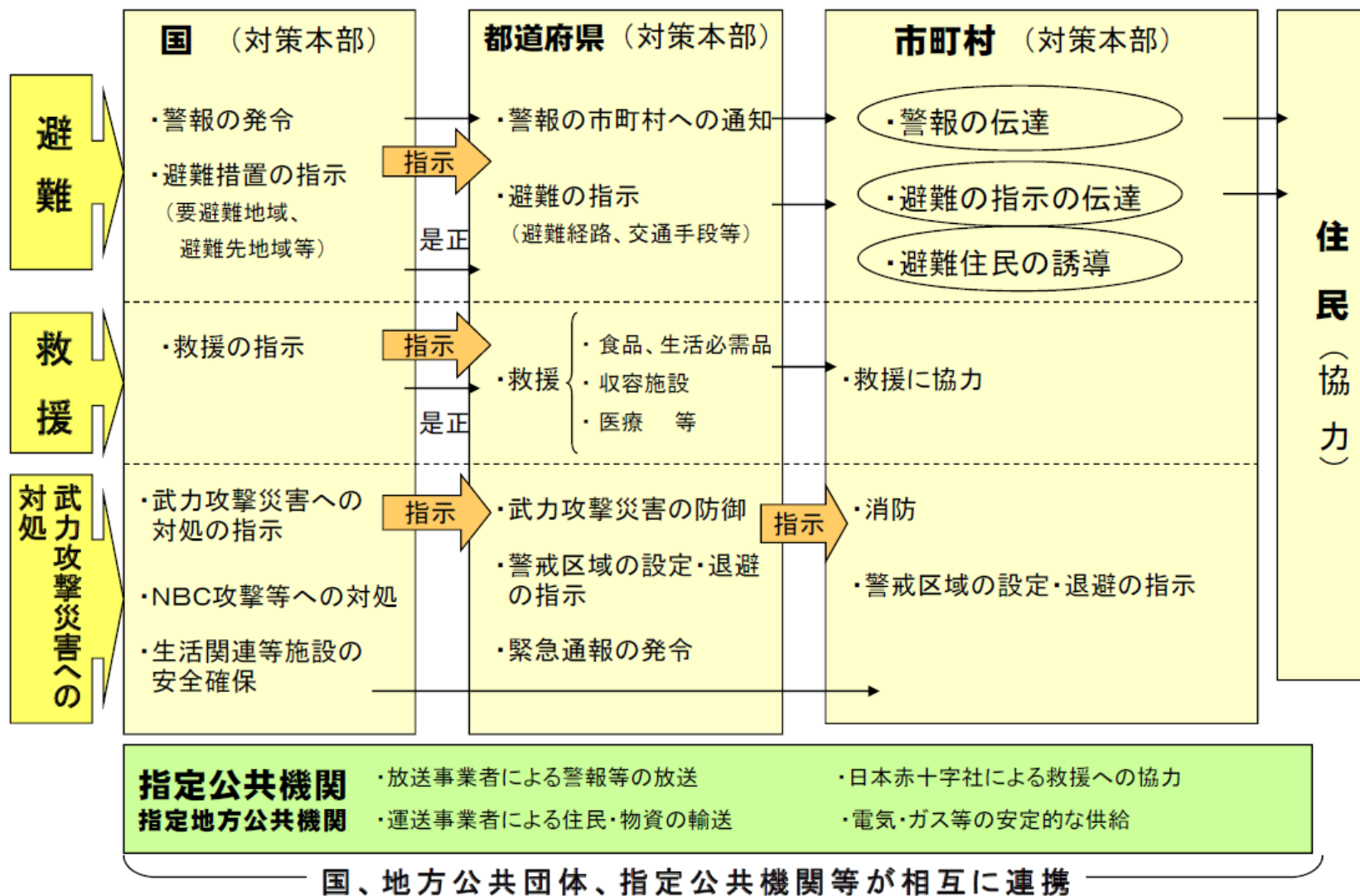
退避の指示

等



措置の仕組み

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



国民保護法における救援



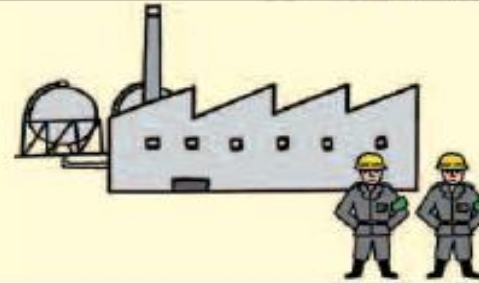
被害の最小化

国・都道府県・市町村が協力して対処

生活関連等施設（原子力事業所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。



危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。



警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。

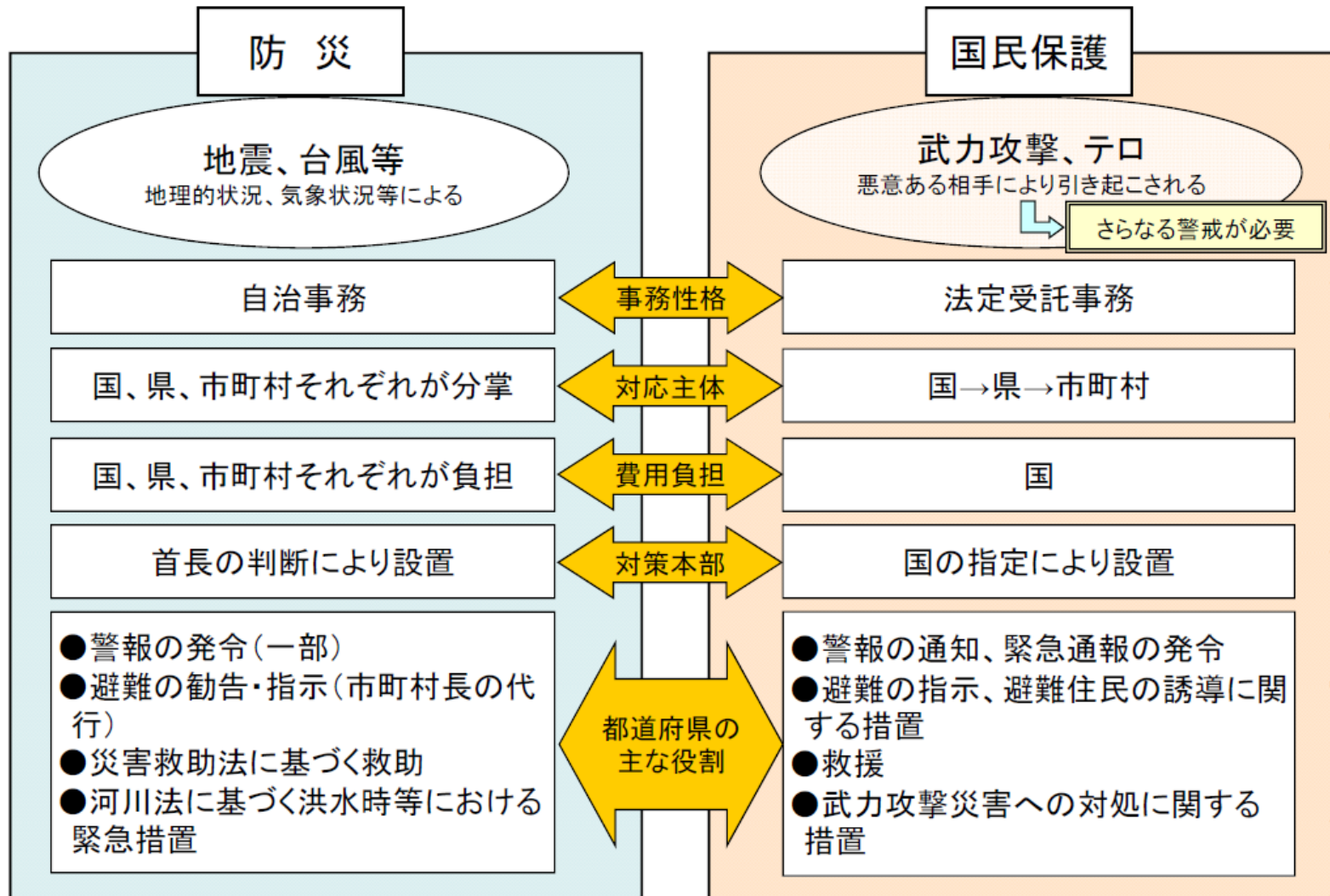


消火、救急及び救助の活動を行います。



防災と国民保護 比較

防災と国民保護



国民保護に関する対処の仕組み

国民保護事案又は、国民保護事案が疑われる事象の発生

担当課体制

※長崎県地域防災計画

特殊重大災害対策本部

長崎県緊急対処事態対策本部

長崎県国民保護対策本部

県の責任において、各種指示を行う。

政府による事態認定があり、内閣総理大臣より都道府県対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合

事態認定後は、国の責任のもとに、避難の指示などを行い、支弁関しても国が責任を持つ



次第

1. 国民保護法について
2. 国民保護に関する取組みについて
3. 長崎県国民保護計画の変更(案)について
4. 国民保護訓練について
5. 長崎県国民保護計画の変更手続きについて



全国瞬時警報システム(J-ALERT)①

平成26年内の北朝鮮のミサイル等の発射事案

発射日時	発射時刻
2月27日	午後5時42分
3月3日	午後6時19分
3月4日	午後4時20分
3月15日	午後6時20分
3月22日	午前4時頃
3月26日	午前1時頃
6月26日	午後6時10分
6月29日	午前5時頃
7月2日	午前7時
7月9日	午前4時
7月13日	午前1時20分

※いずれも日本海に着弾し、人的被害等なし

※日本への具体的な影響がなかったため、今年度の事案では作動はしていない。

《全国瞬時警報システムで伝達できる情報》

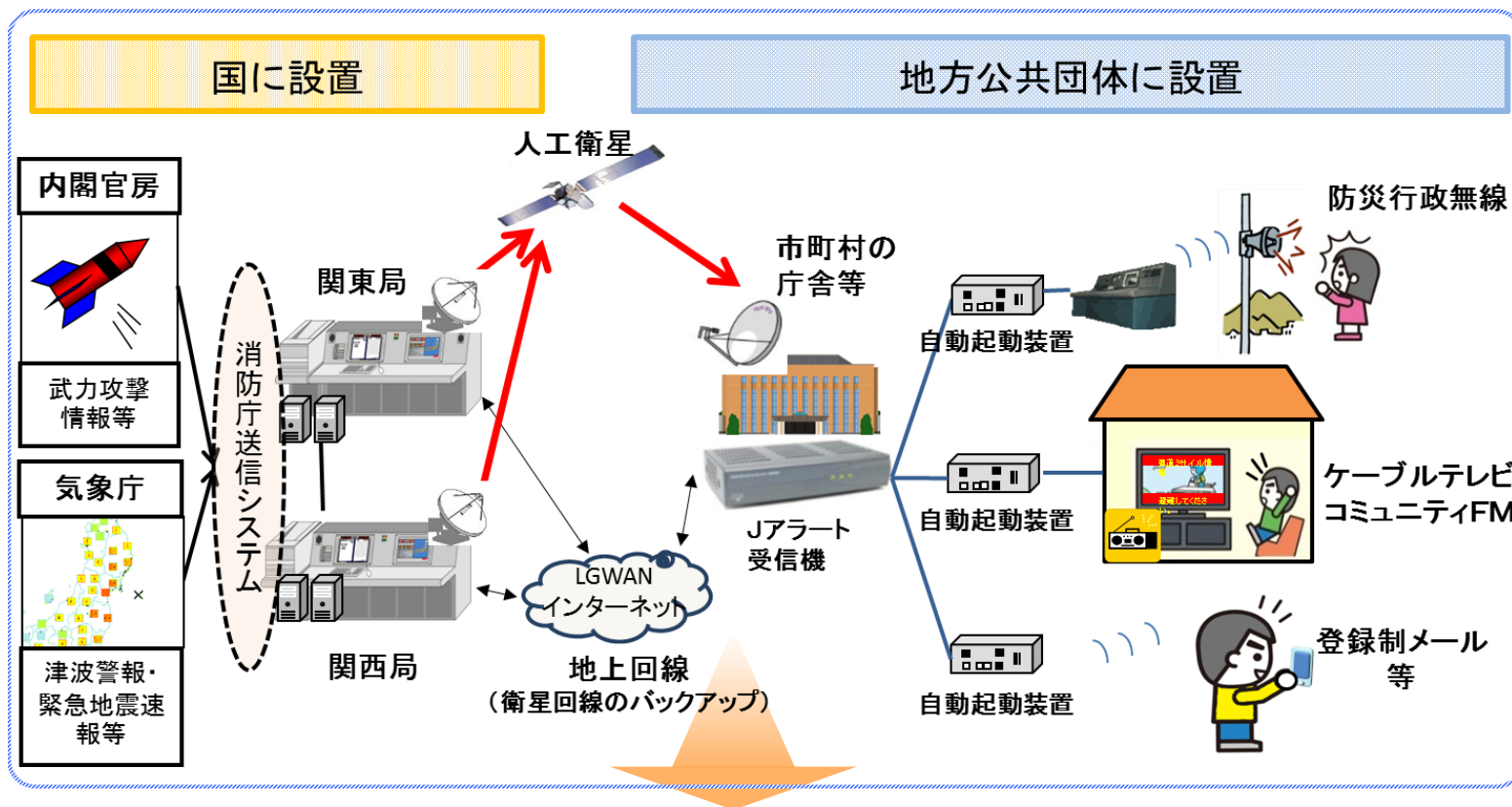
- 弾道ミサイル情報
- 大規模テロ情報
- 緊急地震速報
- 特別警報
- 大津波警報
- など...

国民保護事案はいつ起こるかわからないため、住民に警報など情報を即座に伝達するのは困難



全国瞬時警報システム(J-ALERT)②

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



職員の手を介さず、24時間いつでも住民に警報等を伝達することが可能



全国瞬時警報システム(J-ALERT)③

配備状況

○受信機

- 全国の都道府県及び市町村 ……全て配備済み(100%)
- 長崎県、及び21市町 ……全て配備済み(100%)

○自動起動装置

- 全国の市町村 ……1,742団体中1,623団体が整備済み(93%)
- 長崎県内21市町 ……21団体中19団体が整備済み(90%)

※平成26年度中に残りの2市町も整備予定で、平成26年度末には21市町全てが整備予定

運用状況

○年に3回、全国一斉の訓練があり、実際に防災行政無線による伝達を行っている。

○現在は国民保護情報(ミサイル等の発射)だけではなく、**特別警報、緊急地震速報などの気象情報の伝達にも幅広く使用されている。**



全国瞬時警報システム(J-ALERT)④

実際の受信端末(PC)の画面

The screenshot shows the J-ALERT web interface in a browser window. The browser title is "J-ALERT". The address bar shows the URL "http://www.j-alert.go.jp/". The page content includes a navigation menu on the left, a main header for "気象特別警報・警報・注意報" (Weather Special Alert, Alert, Attention Report) dated 2014年08月11日 15時34分, and a table of active alerts for Nagasaki Prefecture.

気象特別警報・警報・注意報
2014年08月11日 15時34分

平成26年08月11日 15時34分 長崎地方気象台 発表

長崎県気象警報・注意報

杵岐・対馬では、12日明け方まで高波に注意してください。長崎県では、12日まで高潮に注意してください。

地域	警報・注意報	状況	特記事項／付加事項
島原半島	高潮注意報	継続	
長崎地区	高潮注意報	継続	
諫早・大村地区	高潮注意報	継続	

Navigation menu (left):

- 環境設定
 - システム設定
 - ネットワーク設定
 - 緊急情報表示設定
 - 受信機停止/再起動
- 外部インタフェース設定
 - 基本設定
 - 動作ルール設定
- 運用管理
 - 受信機状態表示
 - 同報無線自動起動機状態表示
 - 外部インタフェース停止制御
- 緊急情報表示
 - 最新表示(一覧)
 - 最新画面(全画面)
 - 履歴検索
- 緊急情報一覧
 - 2014/08/11 15:34 [発表]気象特別警報
 - 2014/08/11 05:11 [発表]気象特別警報
 - 2014/08/10 22:38 [発表]気象特別警報
 - 2014/08/10 16:48 [発表]気象特別警報
 - 2014/08/10 12:51 [発表]気象特別警報



緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) について①

国民保護に関する事態認定(緊急対処事態、武力攻撃事態)がされると...

国が対策本部を対上げ、国の指揮・命令のもとに県、市町が対応することになる。
それに伴い、国から県、市町に法定文書をはじめとする各種文書が送付される。

➤ **一度に10前後、またはそれ以上の文書が送付される**

(例) ○ 住民の避難に関する措置

- ・ 警報の通知 (国民保護法第45条)
- ・ 避難措置の指示 (国民保護法第52条)

○ 避難住民の救援に関する措置

- ・ 救援の指示 (国民保護法第74条)



FAXでは...

- ・ 時間がかかる
- ・ 文書が混在してしまう
- ・ 受信エラー等のトラブル

**大量の文書を迅速・確実に
送達するためのシステムが必要**



緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) について②

- 官邸からの関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム
- 配信先では、アラーム等による注意喚起により確実に伝達
- 使用するソフトは、関係機関に無償配布



官邸

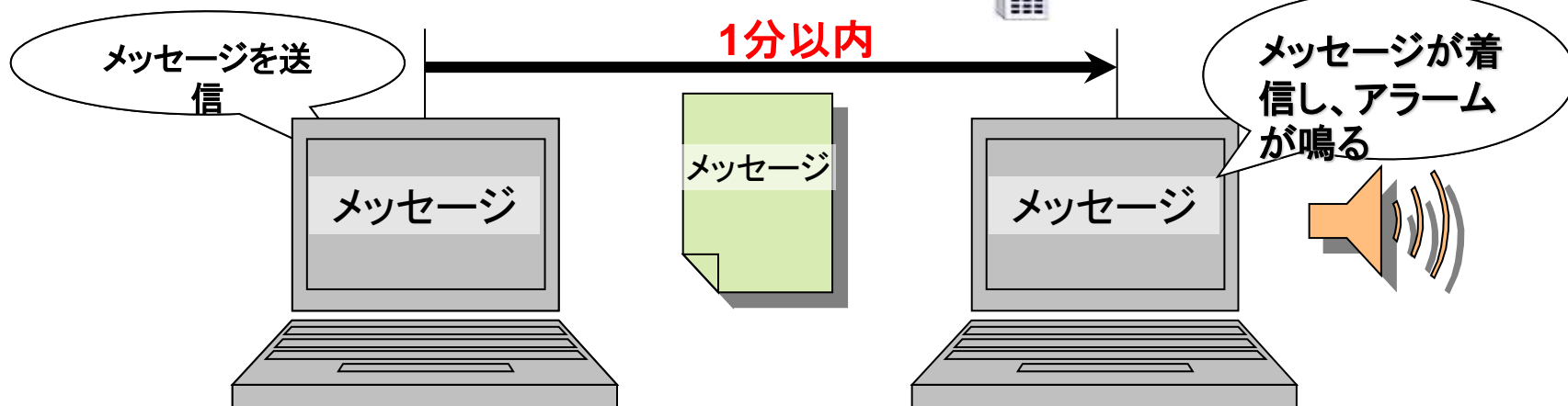
都道府県

市区町村

指定地方行政機関

指定地方公共機関

都道府県警察本部・組合消防



緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) について③

配備状況

○全国の整備状況

- 都道府県及び市町村 …… 全て配備済み (100%)
- 各消防本部(局) …… 306団体中 166団体が整備済み (54%)
- 指定地方公共団体 …… 1037指定地方公共機関中 284機関配備済み (27%)

○長崎県内の整備状況

- 県及び21市町 …… 全て配備済み (100%)
- 各消防本部(局) …… 全て配備済み (100%)
- 指定地方公共団体 …… 39指定地方公共機関中20機関配備済み (51%)

運用状況

- 平成24年12月 北朝鮮ミサイル発射事案では、第一報をエムネット配信
- 毎月、導通訓練が行われており、正常に稼動しているかを確認



平成24年6月に実際に配信されたもの

緊急情報ネットワークシステム

タイトル: 「人工衛星」と称するミサイル1 情報

送信日時: 2012/12/12 9:54:50 受信日時: 2012/12/12 9:55:50

送信元: 官邸危機管理センター

印刷

本文:
さきほど、北朝鮮の「人工衛星」と称するミサイルが南方向に発射されました。続報が入り次第、お知らせします。

添付ファイル名:

法定通知以外にも、事案の発生を迅速に伝えることも可能



次第

1. 国民保護法について
2. 国民保護に関する取組みについて
3. 長崎県国民保護計画の変更(案)について
4. 国民保護訓練について
5. 長崎県国民保護計画の変更手続きについて



長崎県国民保護計画変更(案)

● 変更案の主な内容

- ① 全国瞬時警報システム(J-Alert)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の運用開始に伴う記述の追加
- ② 住民の避難に関する記述の中に、防災基本計画(原子力災害対策編)の修正及び原子力災害対策指針の変更に伴う、国の判断基準を明記
- ③ 平成25年度の熊本県と国との共同図上訓練結果を踏まえた県境をまたぐ広域避難に関する記述の追加



① J-ALERT、Em-Netの運用関係

新旧 p.2 ~

● 2 通信の確保

(1) 非常用情報通信手段の確保

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。



② 住民の避難に関する国の判断基準の明記

新旧 p.6 ~

● (4) 住民の避難等の措置

① 知事は、国の対策本部長により警報の発令や次のような避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

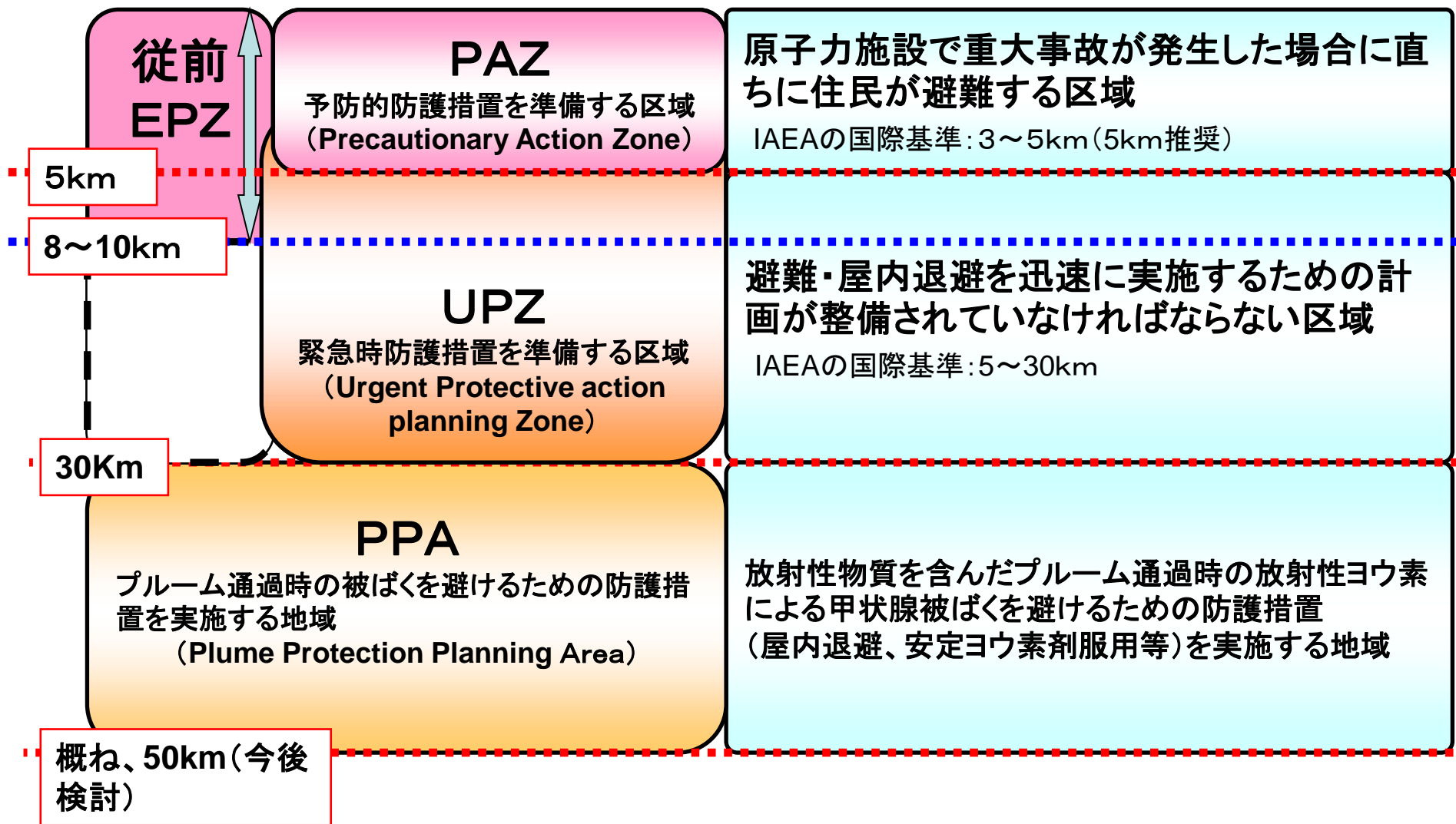
ア 国の対策本部長は、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ、必要があると認められるときには、屋内避難を指示するものとする。

イ 国の対策本部長は、緊急時防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という)に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ、必要が認められるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難を指示するものとする。

ウ 国の対策本部長は、UPZに相当する地域外の地域については、武力攻撃事態の推移等に応じ、必要があると認められる場合には、UPZに相当する地域と同等の措置を指示するものとする。



原子力災害対策指針における区域の定義



③ 広域避難関係

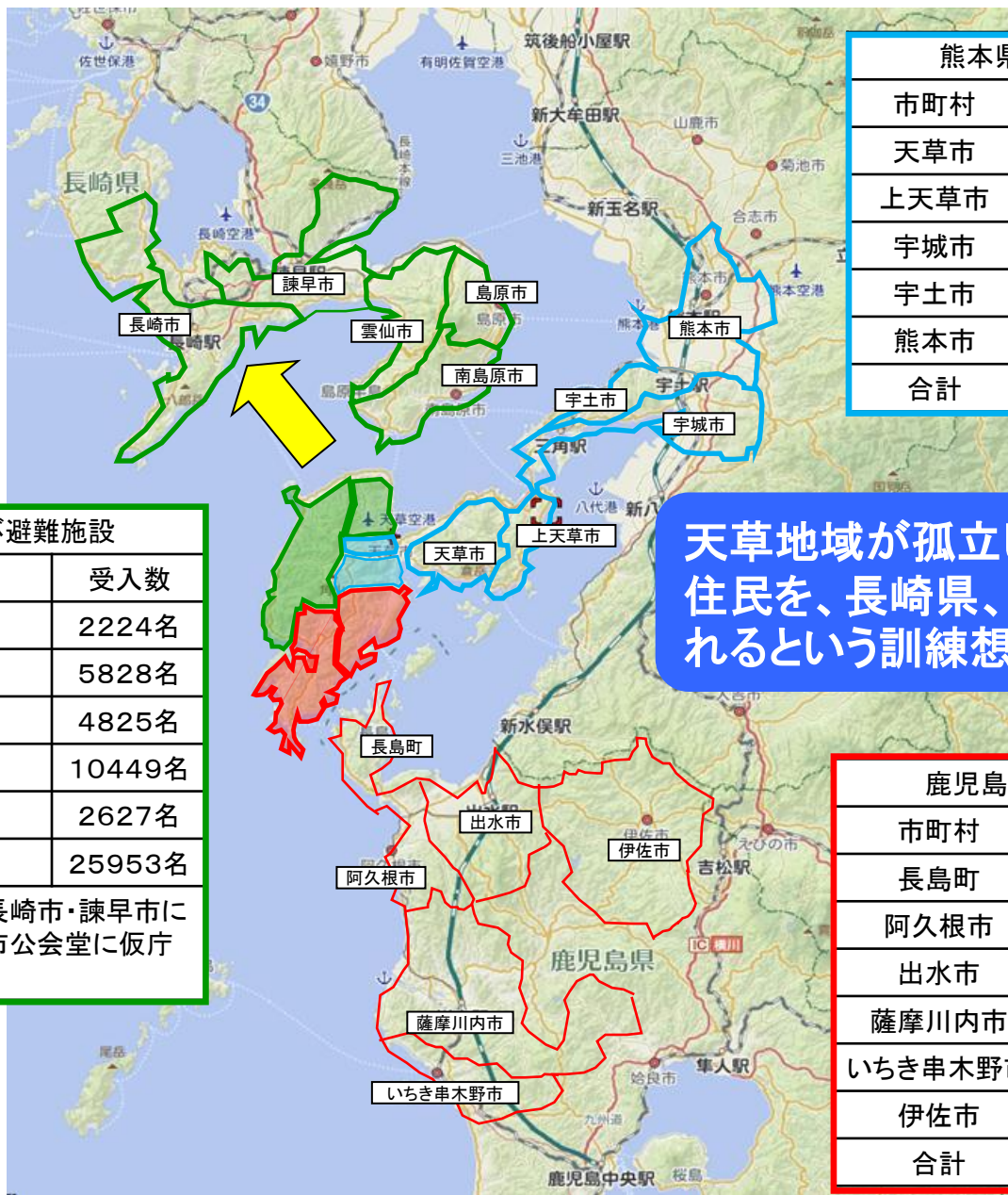
新旧 p.2 ~

- 長崎県は、隣接県である福岡県、佐賀県及び熊本県等に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要に応じ、調整を図る。

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事は、避難先の都道府県に対し、国民保護法13条に基づき、事務委託を行うものとする。



平成25年度 熊本県国民保護共同図上訓練



市町村	施設数	受入数
天草市	6か所	4047名
上天草市	3か所	9148名
宇城市	3か所	2975名
宇土市	2か所	3310名
熊本市	6か所	8877名
合計	20か所	28357名

市町村	施設数	受入数
長崎市	10か所	2224名
諫早市	8か所	5828名
島原市	8か所	4825名
南島原市	12か所	10449名
雲仙市	6か所	2627名
合計	43か所	25953名

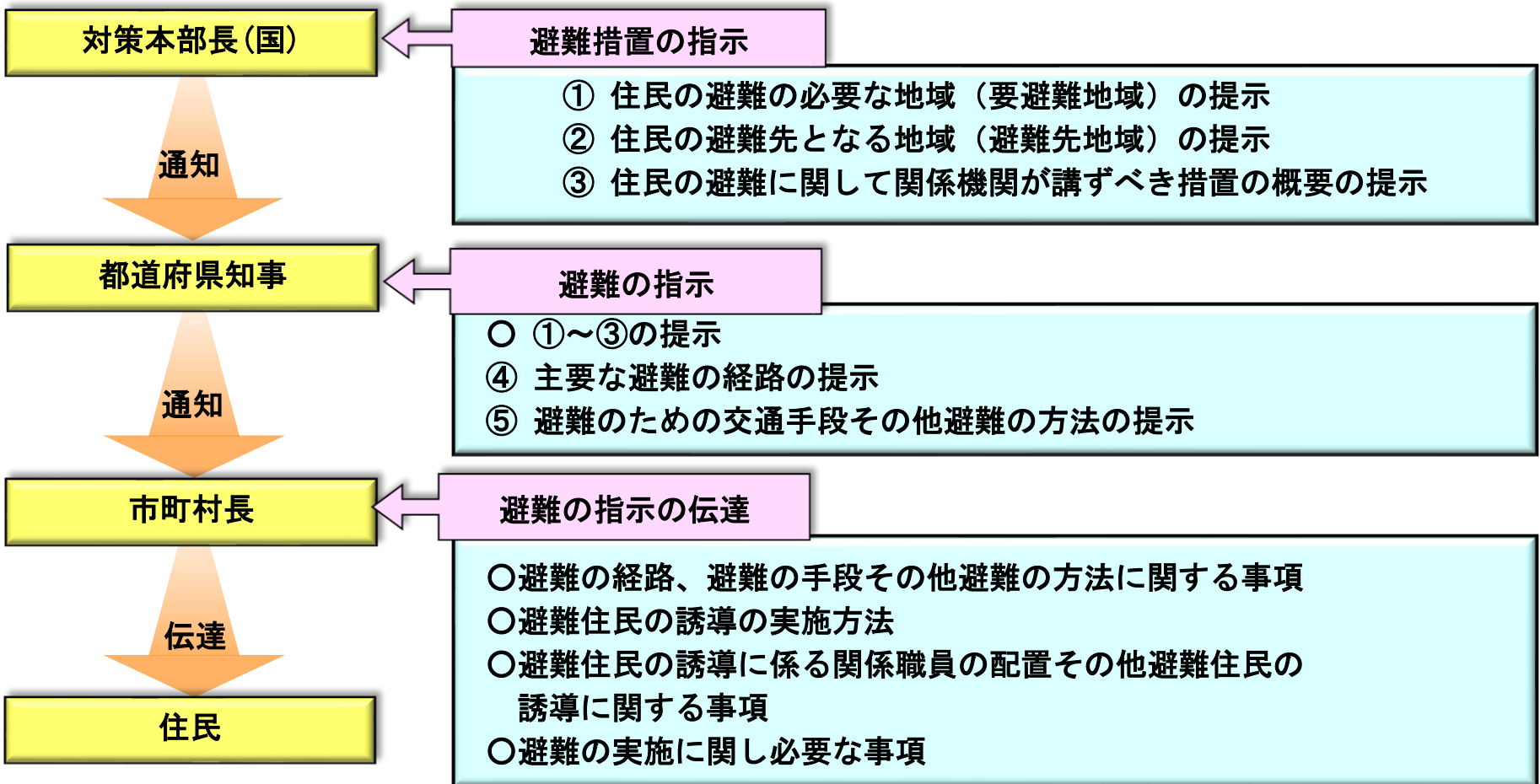
備考：苓北町の避難者は、長崎市・諫早市に避難。町役場を長崎市公会堂に仮庁舎を設定する。

天草地域が孤立し、天草地域の避難住民を、長崎県、鹿児島県で受け入れるという訓練想定

市町村	施設数	受入数
長島町	4か所	3886名
阿久根市	7か所	4622名
出水市	8か所	2787名
薩摩川内市	9か所	5340名
いちき串木野市	5か所	3504名
伊佐市	2か所	3303名
合計	35か所	23442名

住民の避難に関する通知及び指示

国民保護における住民の避難



国民保護事案における広域避難について

● 国民保護法第12条

- 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護の措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に**応援を求めることができる。**

● 例) 長崎県内で、国民保護事案が発生し、隣県への避難が必要となった場合。

- 国民保護法12条によれば、隣県には応援を求めるのみで、住民の避難の方法などは、長崎県の責任のもとに、長崎県が指示しなければならいが、隣県の交通網などには精通していないため、避難に支障をきたす恐れがある。



国民保護事案における広域避難について

● 国民保護法第13条

- 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護の措置を実施するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、**その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該の都道府県の都道府県知事にこれを管理し、及び執行させることができる。**
- 例) 隣県で、国民保護事案が発生し、長崎県が隣県の避難住民を受け入れる必要がある場合。
 - 長崎県内に上陸した後、それから先の避難所等への避難は長崎県の責任の下に行い、長崎県の指示に基づき避難を実施する。
 - ・ **県内の交通網には精通し、平時から指定地方公共機関との連携がとれていることから、迅速かつ円滑な避難が可能。**



次第

1. 国民保護法について
2. 国民保護に関する取組みについて
3. 長崎県国民保護計画の変更(案)について
4. 国民保護訓練について
5. その他



平成23年度長崎県国民保護共同実動訓練概要

目的	国民保護法に基づき、国、県、大村市、関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練を実施し、関係機関の機能確認・相互の連携強化を図るとともに、国民保護のための措置に対する県民の理解の促進を図る。	
日時	平成24年1月29日(日) 訓練時間 10:00～13:30	
場所	長崎空港、長崎県消防学校、大村高校、国立病院機構長崎医療センター、官邸危機管理センター等	
訓練想定	長崎空港国際線ターミナル内で爆発事案、多数の死傷者が発生。武装グループが人質をとり施設を一部占拠	
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害等初動対処訓練（施設内からの救助・救護、避難誘導、避難） ② 医療救護訓練 ③ 避難者輸送・救援訓練 ④ 緊急処理事態対策本部・現地調整所の運営訓練 	
訓練の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ① 空港における初の国民保護共同実動訓練 ② 海上空港からの船舶・ヘリコプターによる救助、避難 	
参加機関	政府機関	内閣官房、警察庁、消防庁、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省 海上保安庁、防衛省、自衛隊(陸・海・空)、等
	地方機関	長崎県、長崎県警察本部、大村市、県央地域広域市町村圏組合消防本部等
	指定(地方)公共機関等	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター、安田産業汽船株式会社 社団法人長崎県バス協会等
		62機関 (約1,300名)



平成23年度長崎県国民保護共同実動訓練



爆破現場における救助活動



一時退避所



平成23年度長崎県国民保護共同実動訓練



船舶・ヘリによる避難状況



平成23年度長崎県国民保護共同実動訓練



防災ヘリによる負傷者の搬送



平成23年度長崎県国民保護共同実動訓練



現地合同対策協議会



平成20年度長崎県国民保護共同図上訓練



次第

1. 国民保護法について
2. 国民保護に関する取組みについて
3. 長崎県国民保護計画の変更(案)について
4. 国民保護訓練について
5. 長崎県国民保護計画の変更手続きについて



● 国民保護法第37条第3項

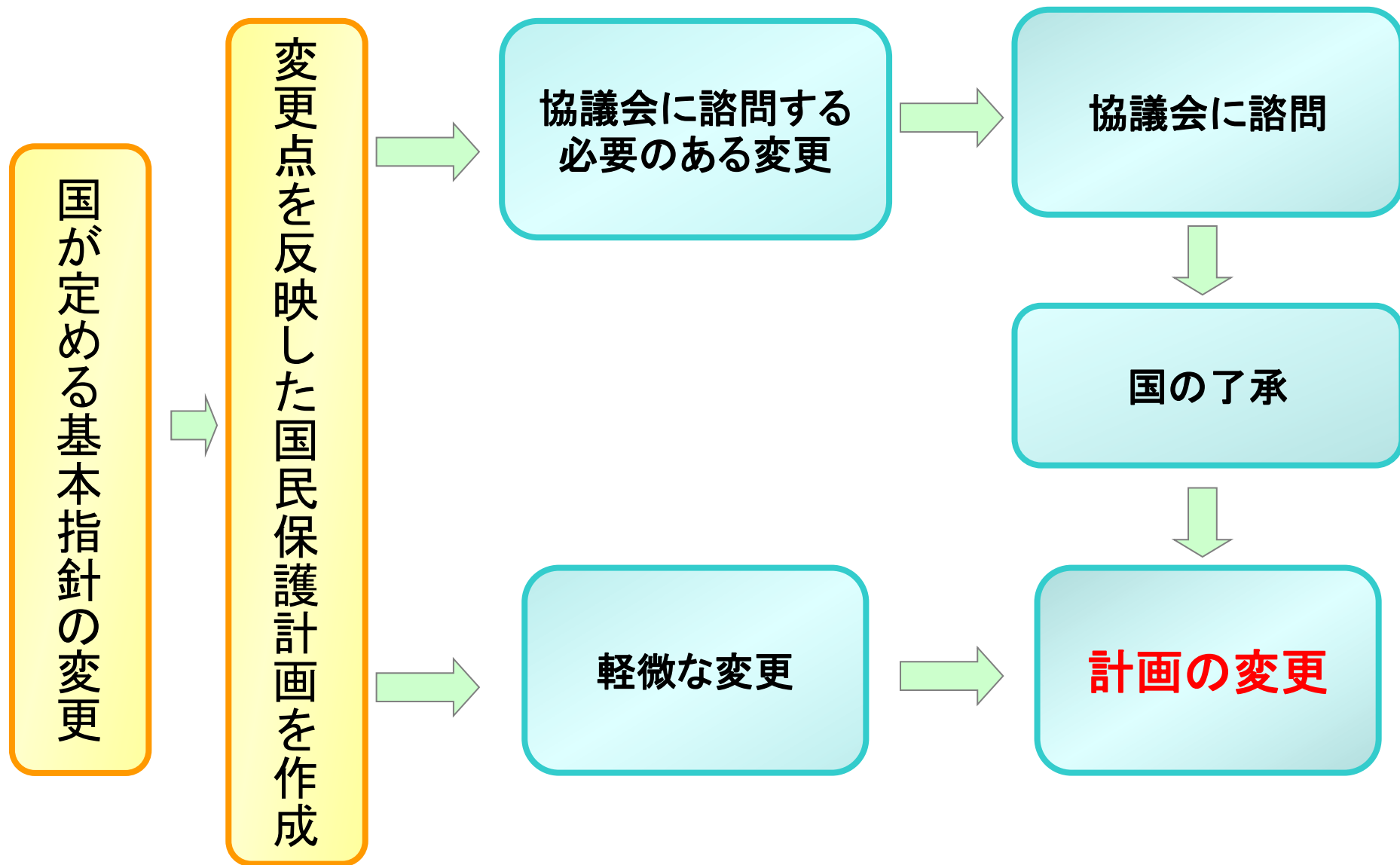
- 都道府県知事は、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、**都道府県協議会に諮問しなければならない**。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りではない。

● 軽微な変更とは

- 行政区画、機関の名称の変更
- 誤記の訂正
- 統計の数値の修正やその他これらに類する記載事項の修正に伴う変更



長崎県国民保護計画の変更手続きについて《現行》



長崎県国民保護計画の変更手続きについて《案》

